

長崎短期大学教員の任期に関する規程

(令和5年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号)に基づき、学校法人九州文化学園(以下、「学園」という。)が運営する長崎短期大学(以下、「短大」という。)における任期付き教員について必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める組織及び職名)

第2条 任期を定めて雇用する教員の職名については別表に定める。

(資格)

第3条 任期付き教員として採用する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学に関わる先端的、学術的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、ふさわしい知識、実務経験及び教育能力を有する者。

(2) 本学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就く者。

(3) 実験実習等の補助を主職務とする者。

(任期等)

第4条 任期付き教員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に規定する任期は、任期付き教員が当該任期中(当該任期の開始から1年以内の期間を除く。)にその意思により退職することができる。

3 学園の定める定年を超えて任期付き教員になることはできない。但し、特別な事情により理事長が認める場合は、学園の定める定年を超えて任期付き教員とすることができる。

4 任期の満了した教員は、第6条第1項に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

(採用等)

第5条 任期付き教員の労働条件は、学校法人九州文化学園及びその他関連する諸規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、任期付教員を雇用するときには雇用契約書を締結し、契約に定める内容を優先する。

(業績審査)

第6条 再任の可否を決定するに際しては、任期付き教員の任期中に行う業績審査を経るものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項

(3) その他本学の管理運営、社会への貢献等に関する事項

(4) その他必要と認める事項

(再任用)

第7条 再任用が適当であると認められたときは、任期満了の3か月前までに、学長が理事長の決裁を得て通知する。当初の採用の日から通算した期間の定めのある雇用契約が10年を超えることはできない。

(昇任)

第8条 資格審査を経た者を昇任させることができる。

2 前項により昇任した場合は前職位の任期は引き継がれるものとする。

(契約)

第9条 任期付き教員を採用する場合には、学園と当該任用される者の同意を得た上で、任期を定めた雇用契約を交わすものとする。

(規程の公表)

第10条 この規程は、本学のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(規程の周知)

第11条 この規程は、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、予め学長の意見を聴き、運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者について適用する。

別表第1 (第2条関係)

組 織	職 位	任 期	再 任
地域共生学科 保育学科 専攻科 保育専攻	教 授	5年以内	可
地域共生学科 保育学科 専攻科 保育専攻	准教授	5年以内	可
地域共生学科 保育学科 専攻科 保育専攻	講 師	5年以内	可
地域共生学科 保育学科 専攻科 保育専攻	助 教	5年以内	可
地域共生学科 保育学科 専攻科 保育専攻	助 手	5年以内	可